

改正

令和元年7月7日規則第7号

洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公平かつ公正な補助金等の交付を推進するとともに、市税等の収入未済額の縮減及び滞納額の抑制に寄与するため、滞納者に対する補助金等の交付の制限の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市税等 別表に掲げる市の収入金及び補助金等の交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)と密接な関係を有する市の収入金であって当該補助金等の交付の根拠となる条例、規則その他市の執行機関の規程(以下「交付規程」という。)で定めるものをいう。
- (2) 滞納者 補助金等の交付の決定を行う時点において、納付すべき市税等の全部をその納期限までに納付していないものをいう。
- (3) 補助金等 洲本市補助金等交付規則(平成18年洲本市規則第52号。以下「規則」という。)第2条第1号に規定する補助金等及びこれに類する相当の反対給付を受けない給付金であって市長が定めるものをいう。

(交付制限の実施)

第3条 市長は、補助金等の交付を受けようとするものが市税等の滞納者である場合は、当該市税等の納付を促すとともに、当該補助金等の不交付の決定その他補助金等の交付を制限する措置を講ずるものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金等の交付の制限の対象としないものとする。

- (1) 補助金等の交付を制限することにより、滞納者の生命又は身体の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 補助金等の交付を制限することにより、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 滞納者と補助金等の交付により実質的な利益を受ける者が異なる場合
- (4) 補助金等の交付を制限することにより、教育を受ける権利の保障に支障を及ぼすおそれがある場合

ある場合

(5) 補助金等の交付を制限することにより、生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合

2 前項の規定にかかわらず、市長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金等の交付の制限の対象としないことができる。

(1) 法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに兵庫県の条例及び執行機関の規則をいう。）に基づく事業又は国、兵庫県等との協調事業で市の裁量が制限される場合

(2) 町内会その他の市税等が賦課されない人格のない社団又は財団に対して補助金等を交付する場合

(3) 補助金等の交付を制限することにより、市が重点的に実施する施策の推進に支障を生ずるおそれがある場合

(4) 補助金等の交付規程に交付の申請及び交付の決定に関する定めがないことにより、前条第2号及び第1項の規定を適用することが困難である場合

（納付状況の調査等）

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該職員をして、補助金等の交付を受けようとするものに係る当該時点において納期が到来している市税等の納付の状況を調査させるものとする。

2 前項の申請に当たっては、補助金等の交付を受けようとするものは、市税等の滞納がないことを証明する書面（以下「納税証明書等」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、市歳入金情報に関する同意書（別記様式）の提出をもって、納税証明書等の提出に代えさせることができる。

3 職員は、第1項の規定による調査に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（委員会の設置）

第5条 補助金等の交付の制限に関し必要な調査及び審議を行うため、洲本市補助金等交付制限検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織及び運営）

第6条 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（補則）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表及び別記様式の規定は、この規則の施行の日以後に交付の申請のあった補助金等について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金等については、なお従前の例による。

(洲本市補助金等交付規則の一部改正)

- 2 洲本市補助金等交付規則の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和元年7月7日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 洲本市税条例(平成18年洲本市条例第90号)に規定する市税2 洲本市国民健康保険税条例(平成20年洲本市条例第34号)に規定する国民健康保険税3 洲本市介護保険条例(平成18年洲本市条例第135号)に規定する保険料4 洲本市後期高齢者医療に関する条例(平成20年洲本市条例第12号)に規定する保険料5 洲本市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成18年洲本市条例第168号)に規定する家賃6 洲本市立小学校及び中学校における学校給食費の徴収に関する規則(令和4年洲本市規則第9号)に規定する学校給食費 |
|---|

4 その他の同意者（義務教育未修了者は記載不要）

区 分		内 容
同意者 ⑤	申請者との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()
	ふりがな	
	氏名	㊦
	生年月日	年 月 日
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる [申請者と異なる場合の住所：]
	申請年1月1日の住所地	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる [現住所と異なる場合の住所：]
同意者 ⑥	申請者との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()
	ふりがな	
	氏名	㊦
	生年月日	年 月 日
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる [申請者と異なる場合の住所：]
	申請年1月1日の住所地	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる [現住所と異なる場合の住所：]
同意者 ⑦	申請者との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他()
	ふりがな	
	氏名	㊦
	生年月日	年 月 日
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる [申請者と異なる場合の住所：]
	申請年1月1日の住所地	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 現住所と異なる [現住所と異なる場合の住所：]